

## 第3WG 提言（本年5月まで）の進捗状況報告概要

	提言（新たな方向性（具体的方針））	進捗状況（将来の予定含む）
計 量 標 準 の 開 発 ・ 供 給	総合調整機能を機能させるために、NMI Jの役割について、計量法や産業技術総合研究所の中期目標に位置付け、明確化することについて検討する。	計量制度の見直し案を事務的に検討している。
	CIPM/MRAの枠組みとできる限り整合するように、NMI Jを中核として、我が国の計量標準整備を進める体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人情報通信研究機構（NICT）及び財団法人化学物質評価研究機構（CERI）が、Designated NMI となっている。</li> <li>日本電気計器検定所（以下、「日電検」という。）も Designated NMI とすることについて検討している。</li> <li>NMI Jと日電検で計量標準整備のための協力に向けて検討している。</li> </ul>
	指定校正機関の指定に当たっては、NMI Jに対して、意見を述べさせるか又は調査を行わせることを検討する。	計量制度の見直し案を事務的に検討している。
	NMI J、日本電気計器検定所及び指定校正機関は、国家計量標準の供給機関として、ISO/IEC 17025、ISOガイド34等の要件を満たすことが必要である。	
	必要な国家計量標準の指定が円滑に行われるように、NMI Jは経済産業大臣に意見を述べさせることを計量法に規定すること等の見直しを行うことを検討する。	
	日本電気計器検定所及び指定校正機関に加え、関係府省傘下の研究機関や民間の研究機関との共同研究などの連携を推進する。	NMI Jと日電検で計量標準整備のための協力に向けて検討している。
	計量標準を機動的に整備するため、「指定計量標準（仮称）制度」を創設する。また、指定計量標準（仮称）の活用については、指定計量標準（仮称）をJCSSの特定二次標準器と同等に扱い供給することを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量制度の見直し案を事務的に検討している。</li> <li>計量制度の見直し案としては、1)指定計量標準（仮称）を新設する案、2)計量法第134条の国家計量標準の「現示」の解釈を広げてSIトレーサブル又はそれと同等でなくても、入手可能な最高位の計量標準も「現示」しているとし、かつ、標準物質について器具、機械又は装置を指定するのではなく標準物質そのものを指定できることとすることで、外国製の標準物質も指定できるようにする案など、指定計量標準（仮称）制度の趣旨を実現する案を検討している。</li> <li>メタボリック症候群に係る検査のための標準物質については、入手可能な最高</li> </ul>

		の民間の標準物質は何かについて関係者のコンセンサスを形成中である。
	日頃から具体的な要望を定期的に収集し、ユーザーの需要を十分に把握するとともに、経済産業省、NMI J等に要望窓口を設けて改善提案を収集する。	経済産業省及びNMI Jの要望窓口を各ホームページ上に設置した。 ・経済産業省 <a href="http://www.meti.go.jp/intro/consult/index.html#c20">http://www.meti.go.jp/intro/consult/index.html#c20</a> ・NMI J 各種問合せ窓口 <a href="http://www.nmi.j.jp/sodan.html">http://www.nmi.j.jp/sodan.html</a> の中に、投稿場所を設置した。 <a href="http://www.nmi.j.jp/cgi-bin/request/request.htm">http://www.nmi.j.jp/cgi-bin/request/request.htm</a>
	関係府省との連携を進め、需要全体を把握し、計量標準の活用を実現するための調整を行う場を設ける。すなわち、分野ごとに産業界、学会、関係府省等の関係者がWGを作り、整備すべき計量標準の優先順位付け、整備方法、分担等について検討を行う場を設置する。	近年安心・安全に関する国民の意識の高まりから、特に臨床検査に関する標準物質、標準計測法に対する要請が高まっている。これを受けて、関係省庁、関係機関も含めた議論を行うため、平成18年9月、国際計量研究連絡委員会に、臨床検査関連標準分科会を設置した。メタボリック症候群に係る検査のための標準物質について、当分科会の場で、厚生労働省、医学会、検診関係者のコンセンサスを形成中である。
	複数の量について校正を必要とする計量器について、a)ワンストップで校正証明書を交付することが可能とすること、b)ユーザーにとって情報の収集を容易にすること等の利用促進に係る方策を検討する。	方針を2007年6月までに作成する。
計量証明の事業	立入検査及び講習会等の実施を支援していく。	・立入検査については、立入検査の実施及び指導の統一並びに効率化を図るために、全国計量行政会議作成の「計量法関係ガイドライン集」において、立入検査の実施要領を定めている。 ・講習会については、(社)日本環境測定分析協会や日本計量証明事業協会連合会の要望に応じ、講師を派遣する等の支援を行っている。
	地方公共団体の環境部署等が、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注することを避けるため、地方公共団体間による情報共有化を進める。	・クロスチェックの必要性、強化について、第3WGで新たに議論する。 ・情報共有化については、2007年4月から開始する。
	計量証明事業における不正に対する制裁手段として、行政処分の強化や罰則を科すこと等を検討する。	計量制度の見直し案を事務的に検討している。
	登録の取消し及び事業の停止に関し、審議	基準案を事務局で作成し、審議会に提案

<p>会で一定の基準を検討・審議し、経済産業省から地方公共団体に判断の参考として通知することについて検討する。</p>	<p>する。</p>
<p>登録の管理を徹底するべく、登録の更新制の再導入、又は、変更・廃止届出の徹底及び所在不明の事業者について登録の取消し・失効の積極的な活用などの方策を検討する。</p>	<p>計量制度の見直し案を事務的に検討している。</p>
<p>計量証明事業の能力・品質の確保のため、計量士を始めとする従事者の技術や適正な判断力、道徳的基盤の維持・向上を図る。</p>	<p>必要事項を2007年6月までに整理する。</p>
<p>特定計量証明事業について、認定基準をISO/IEC17025とし、法に規定することを検討する。</p>	<p>計量制度の見直し案を事務的に検討している。</p>
<p>特定計量証明事業者の認定が取り消された場合又は更新されなかった場合に都道府県における計量証明事業の登録も取り消されるようにすることを検討する。</p>	<p>基準案を事務局で作成し、審議会に提案する。</p>
<p>特定計量証明事業者の認定後のチェック機能を強化する観点から、その成績が一定基準以下であった場合は、更新をしないことや認定を取り消すことについて運用の強化を検討する。</p>	<p>具体的な実施方法を検討し、2007年度から実施する。</p>